平成２３年（フ）第１４４７号
堺市中区深阪2174番地
債務者　山﨑　信子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７０号
大阪府柏原市国分東条町12番22号
債務者　小林　和明
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３５号
大阪府松原市天美北３丁目15番21号
債務者　鎌倉　　寿
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６６号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番12号、前住所大阪府東大阪市出雲井町１番14号
債務者　牧　　重徳
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
山口県山陽小野田市叶松１丁目16番３―202号
債務者　池田　和寿
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１４５号
山口県宇部市東藤曲２丁目６番14―206号、従前の住所山口県宇部市文京台１丁目７番１号
債務者　秋山　一美
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１５０号
山口県山陽小野田市大字厚狭932番地１　メゾンリベルテＢ棟201号、旧住所山口県山陽小野田市大字山野井3091番地
債務者　長尾ミヤ子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１７号
北海道夕張郡栗山町朝日３丁目105番地30
債務者　葛西　弘美（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５７７号
神奈川県秦野市南矢名４丁目24番８号
債務者　石渡　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４２号
神奈川県厚木市水引２丁目11番13号　ハイライズ本厚木303
債務者　佐野　容子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８０号
神奈川県秦野市曲松２丁目４番４号　コーポ松田105号
債務者　松本　健二
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４０号
新潟市秋葉区小須戸78番地７　コーポアーバン２―２
債務者　小柳　　勉
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８３号
静岡県浜松市中区木戸町６番28号　サンコーポ203、前住所静岡県浜松市中区海老塚２丁目21番17号　シーガル海老塚207
債務者　志岐　雅仁
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４３８号
名古屋市中区栄２丁目15番27号　シャンボール白川公園203号
債務者　田辺希代子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７６号
広島県福山市駅家町大字法成寺2615番地14、旧住所広島県福山市幕山台６丁目14番20号レオパレス幕山106
債務者　松葉　賀代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８０号
広島県福山市曙町５丁目19番36―１号
債務者　桑田　　薫（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８９号
広島県福山市大谷台２丁目24番16号
債務者　杉田由香里
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係